

東松監査告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により別添のとおり公表します。

令和5年3月27日

東松島市監査委員 土井 一 朗

東松島市監査委員 阿部 勝 徳

令和4年度定期監査結果報告書

1 監査の目的

令和4年度定期監査実施計画に定めた地方自治法第199条第4項（財務監査）、同条第2項（行政監査）等を柱に据えて実施した。

東松島市後期基本計画に定める各種施策及び各種会計等における事務事業の実施状況及び財務事務執行について、その適正性について調査を行った。

2 監査の対象部署及び対象期間

(1) 対象部署：全部署

(2) 監査期間：令和4年9月22日から令和5年2月22日まで

(3) 監査基準日：令和4年10月1日

3 監査の範囲及び方法

令和4年度一般会計、特別会計及び下水道事業会計のほか、必要に応じ前年度までに執行された事業等について、財務事務の適正性と効率性及び組織経営の合理性並びに効率性等を主眼として以下の調査を行った。

(1) 各施策への資源配分について

後期基本計画に定めた主要施策に属する事務事業への資源配分状況を調査した。

(2) 各組織への資源配分について

各部課が担当する事務事業への資源配分状況を調査した。

(3) 財務事務について

例月現金出納検査結果を参考として実施した。

契約事務等に関しては、担当課による提出資料及び聴取により確認を行った。

(4) 組織経営に係る合理性と効率性について

意識調査の結果及び上記(1)から(3)の事実から判断を行った。

(5) 職員に対する事務留意点の意識付けについて

係単位で「監査の着眼点」を設問にして提出させる等の注意喚起を行い、事務事業執行上の留意点の共有を図った。

4 監査の結果

事務事業実施状況については、おおむね適正に執行されているものと認める。

(1) 財務事務に関すること

ア おおむね適正に処理されていると認める。

(2) 公金等管理に関すること

出納簿と預金通帳の突合及び通帳・使用印鑑の保管状況を確認し、適正に管理されていることを確認した。

今後も「公金収納と管理適正化等に係る改善指針」（平成23年2月10日付け会計管理者通知）により適正に実施されたい。

(3) 契約に関すること

調査基準日における契約数868件のうち14件（工事請負費6件、その他8件）を抽出し書類調査を行い、事務手続きに関する適正性を確認した。

ア 工事監査に関すること

工事請負費85件のうち6件を抽出し書類調査を行った中の1件について現地調査を行い、おおむね適正に施工されていることを確認した。

(4) 財産管理に関すること

ア 公有財産について

(ア) 調査基準日における公有財産の売払い7件について調査し、おおむね適正に執行されていることを確認した。

イ 物品について

(ア) 公用車の管理状況等について現地調査を実施し、東松島市安全運転管理規程に基づき適正に管理されていることを確認した。

(5) 補助金、交付金及び財政援助団体等監査に関すること

ア 補助金及び交付金について

調査基準日における補助金及び交付金の事業件数101件のうち17件を抽出し調査を行い、おおむね適正に執行されていることを確認した。

なお、補助案件が所属する事務事業の完遂において、再度必要があるかについて精査されることを希望する。

イ 財政援助団体監査について

当該補助案件が属する事務事業の目的、補助期間（終期）等を調査し、目的や手続きの適正性を確認した。

また、7事業を抽出し書類調査を行った結果、補助要綱等に基づきおおむね適正に執行されていることを確認した。

(6) 人的資源管理について

職務への従事（服務）に関しては、職員の働き方について以下3点の調査を行った。

ア 年次有給休暇について

調査基準日における年次休暇取得状況を調査した結果、おおむね適正な取得状態と評価した。

イ 夏季休暇取得状況について

調査基準日における夏季休暇取得状況を調査した結果、おおむね適正な取得状態と評価した。

ウ 超過勤務について

調査基準日における超過勤務状況を調査した結果、昨年度同時期と比較し超過勤務の減少を確認した。

(ア) 通常分超過勤務について

各課が時間外勤務縮減に向けた具体的な目標を設定し、取り組みを行っていることから、一定の成果が見られている。

(イ) 災害対応等超過勤務について

主には、昨年度から継続対応となっている新型コロナウイルス感染症対策に係る業務が減少したことが大きな要因となっている。